

## 重要な会計方針等および注記事項

### 1. 重要な会計方針等

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- |                   |   |
|-------------------|---|
| 満期保有目的の債券         | 償却原価法（定額法）                                    |
| その他有価証券           | 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法（時価のないものは移動平均法による原価法） |
| 関係団体出資金および事業連合出資金 | 移動平均法による原価法                                   |
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
- |    |  |
|----|--|
| 商品 | 売価還元による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
|----|--|
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- |                  |   |
|------------------|---|
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法   |
| 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法   |
| リース資産            | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 |
| 長期前払費用           | 均等償却  |
- (4) 引当金の計上基準
- |         |  |
|---------|--|
| 貸倒引当金   | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。                 |
| ポイント引当金 | 組合員に付与したポイントの使用に備えるため、期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。  |
| 賞与引当金   | 職員の賞与の支給に備えるために来期の支給見込額のうち当期の負担額を計上しています。  |
| 退職給付引当金 | 職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、パート職員については、簡便法による期末自己都合退職要支給額を計上しています。 |
- (5) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。
- (6) 貸借対照表、損益計算書、附属明細書の金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

### 2. 貸借対照表の注記

#### (1) 担保に供されている資産

##### ①担保に供している資産

建物	528,150 千円
土地	2,507,110 千円
計	3,035,260 千円

##### ②担保に係る債務

なし

#### (2) 保証債務等

当生協が出資している生活協同組合連合会コープネット事業連合の日本生活協同組合連合会に対する仕入債務に対して連帯保証を行っており、当生協の負担額は9,469,530千円となります。

(3) 事業連合に対する債権・債務	
短期貸付金	332,000 千円
長期貸付金	313,000 千円
預り保証金	55,726 千円

### 3. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）	
ポイント引当金	180,506 千円
賞与引当金	93,059 千円
未払社会保険料	24,085 千円
その他	<u>35,315 千円</u>
合計	332,966 千円
繰延税金資産（固定資産）	
減損損失	793,470 千円
退職給付引当金	164,632 千円
資産除去債務等	120,084 千円
その他	<u>129,969 千円</u>
小計	1,208,156 千円
評価性引当額	<u>△ 485,114 千円</u>
合計	723,042 千円
繰延税金負債（固定負債）	
建物（資産除去債務相当）	<u>33,820 千円</u>
合計	<u>33,820 千円</u>
繰延税金資産（固定資産）の純額	689,222 千円

#### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときのその差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	31.06%
(調整)	
評価性引当額	26.20%
住民税均等割	12.47%
税率変更の差額	9.15%
受取配当金	△ 0.83%
その他	<u>△ 0.20%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.85%

#### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(2011年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(2011年法律第117号)が2011年12月2日に公布され、2012年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.06%から2013年3月21日に開始する事業年度から2015年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については29.40%に、2016年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については27.61%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は51,932千円減少し、法人税等調整額は同額増加しています。

#### 4. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 事業連合

これに該当する取引はありません。

(2) 事業連合の子会社および会員生協

これに該当する取引はありません。

(3) 子会社等

これに該当する取引はありません。

(4) 役員およびその近親者

これに該当する取引はありません。